



島根県報

平成19年 5 月 8 日 (火)
第 1,877 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示	
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (")	1
保安林の指定 (森林整備課)	2
道路の区域の変更 (道路維持課)	2
道路の供用開始 (")	5
道路の位置の指定 (建築住宅課)	5
公 告	
島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (水産課)	5
正 誤	
平成19年 3 月30日付け島根県報号外第63号中 (薬事衛生課)	7
平成 9 年 3 月28日付け島根県報第841号中 (道路維持課)	8
平成19年 3 月30日付け島根県報第1866号中 (")	9
平成19年 4 月24日付け島根県報第1873号中 (")	9
平成19年 3 月30日付け島根県報号外第54号中 (企業局総務課)	10

告 示

島根県告示第401号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成19年 5 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
ひかわ医療生活協同組合	通所介護	ひかわ生協デイサービス ふらみんご	簸川郡斐川町大字直江町4883 番地 1	平成19年 5 月 1 日
	介護予防通所介護			

島根県告示第402号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成19年5月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 SWAN	居宅介護支援センター スワン	松江市浜乃木3丁目3-26	平成19年 5月1日

島根県告示第403号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年5月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市美保関町菅浦1225-1から1225-3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第404号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年5月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	375号	邑智郡美郷町浜原510番1地先から同地先まで	前	メートル 36.00～ 38.00	メートル 14.00	県央県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	45.00	14.00	

"	261号	江津市松川町長良112番5地先から同776番1地先まで	前	10.00~ 83.00	769.00	浜田県土整備事務所	道路改良工事
			後	10.00~ 83.00	769.00		
県道	大東東出雲線	八束郡東出雲町大字内馬1664番6地先から同大字1674番1地先まで	前	13.00~ 14.00	29.50	松江県土整備事務所	町道取付け
			後	14.00~ 17.50	29.50		
"	逢堪今市線	出雲市矢野町688番2地先から同市小山町578番1地先まで	前 A	9.00~ 12.00	278.00	出雲県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			A	9.00~ 12.00	278.00		
			後 B	13.90~ 36.20	262.50		
"	大田桜江線	邑智郡川本町大字北佐木311番1地先から同大字655番2地先まで	前	5.00	26.00	県央県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	5.00~ 19.00	26.00		
"	"	邑智郡川本町大字南佐木447番4地先から同大字443番1地先まで	前	6.00~ 7.00	84.00	県央県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	15.00~ 40.00	84.00		
"	美郷飯南線	邑智郡美郷町酒谷121番地先から同地先まで	前	9.00~ 10.00	21.00	県央県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	20.00~ 26.00	21.00		
"	邑南飯南線	邑智郡美郷町都賀西1170番4地先から同地先まで	前	4.00~ 5.00	18.00	県央県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	4.00~ 8.00	18.00		
"	"	邑智郡美郷町都賀西821番10地先から同地先まで	前	4.00~ 5.00	8.00	県央県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	7.00~ 9.00	8.00		
"	一の瀬折居線	浜田市三隅町室谷1133番1地先から同55内1地先	前	6.00~ 7.00	12.00	県央県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	11.00~ 12.00	12.00		
"	黒沢安城浜田線	浜田市弥栄町大坪61番3地先から同635番2地先まで	前 A	15.00~ 68.00	95.00	県央県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解
			B	5.00~ 8.00	111.00		

			後 A	15.00~ 68.00	95.00	浜田県土整備事務所	消 市町村道移管
"	"	浜田市三隅町黒沢2番 2地先から同地先まで	前	3.00~ 3.50	17.50		災害復旧工事 拡幅
			後	4.00~ 5.00	17.50		
"	三隅井野長 浜線	浜田市三隅町2124番11 地先から同地先まで	前	7.60~ 12.00	15.00		災害復旧工事 拡幅
			後	16.00~ 23.00	15.00		
"	三隅美都線	浜田市三隅町矢原611 番地先から同地先まで	前	10.50~ 14.00	10.50		災害復旧工事 拡幅
			後	14.00~ 16.50	10.50		
"	大田井田江 津線	江津市都治町710番3 地先から同町1317番1 地先まで	前	5.00~ 10.00	262.90		道路改良工事 拡幅
			後	12.00~ 32.00	262.90		
"	田所国府線	浜田市旭町都川1842番 10地先から1843番78地 先まで	前	4.00~ 9.50	162.50		道路改良工事 拡幅
			後	5.00~ 11.50	162.50		
"	浜田八重可 部線	浜田市旭町坂本イ154 番3地先から同イ185 番3地先まで	前 A	5.00~ 5.50	230.00		左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解 消 市道移管
			前 B	13.00~ 50.00	240.00		
			後 B	13.00~ 50.00	240.00		
"	"	浜田市金城町下来原 1069番1地先から同 999番3地先まで	前 A	13.00~ 30.00	70.00	左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解 消 土地所有者への 返還 仮設道路撤去	
			前 B	6.00~ 13.00	76.50		
			後 A	13.00~ 30.00	70.00		
"	弥栄旭イン ター線	浜田市弥栄町大坪61番 3地先から同635番2 地先まで	前 A	15.00~ 68.00	95.00	左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ解 消 市道移管	
			前 B	5.00~ 8.00	111.00		
			後 A	15.00~ 68.00	95.00		

島根県告示第405号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	江津市松川町長良112番 5 地先から同776番 1 地先まで	メートル 769.00	平成19年 5 月 8 日	浜田県土整備事務所	
県道	大東東出雲線	八束郡東出雲町大字内馬1664番 6 地先から同大字1674番 1 地先まで	29.50	平成19年 5 月 8 日	松江県土整備事務所	
"	大田桜江線	邑智郡川本町大字田窪288番 1 地先から同大字321番 1 地先まで	60.00	平成19年 5 月 8 日	県央県土整備事務所	
"	美郷飯南線	邑智郡美郷町酒谷121番地先から同地先まで	21.00	平成19年 5 月 8 日		

島根県告示第406号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成19年 5 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路の位置

簸川郡斐川町大字上直江2493番 4

2 道路の幅員

4.00メートル

3 道路の延長

47.00メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、金属標、道路側溝及び地先境界壁により標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成19年 4 月24日 第 1 号

備考

別紙図面は、出雲県土整備事務所及び斐川町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号）第 4 条第 7 項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

平成19年 5 月 8 日

島根県知事 溝口善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万1千トン、生産額で236億円の漁獲実績を有し、漁業就業者は4,200人となっている（平成16年、漁業就業者数のみ平成15年）。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第二条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第三条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成18年1月から12月（ずわいがに、まさば及びごまさばについては平成18年7月から平成19年6月）の知事管理量	平成19年1月から12月（ずわいがに、まさば及びごまさばについては平成19年7月から平成20年6月）の知事管理量
まいわし	若干	若干
まさば及びごまさば	21,000トン	12,000トン
まあじ	40,000トン	30,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成18年1月から12月(まさば及びごまさばについては平成18年7月から平成19年6月)の知事管理量	平成19年1月から12月(まさば及びごまさばについては平成19年7月から平成20年6月)の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	20,000トン	11,000トン
まあじ	中型まき網漁業	37,000トン	28,000トン

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば又はまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取り組みを強化する。

(2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

正

誤

平成19年 3 月30日付け島根県報号外第63号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

県道		
八重垣 神社線		
松江市大庭町 一、二八二番一 地先から同町 一、三九七番一 地先まで		
後 A	前 B A	
一三・〇〇〇 一九・〇〇〇	八・五〇〇 一五・五〇〇	一三・〇〇〇 一九・〇〇〇
八六・〇〇〇	八〇・〇〇〇	八六・〇〇〇
松江土 木建築 事務所		
道路改良工事 上記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう ダブルウェイ解 消 仮設道撤去		

正

平成19年 3 月30日付け島根県報第1,866号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
15	島根県告示第259号 の表中	益田市美都町宇津川八1096番 8 地先から 同69番 2 地先まで	益田市美都町宇津川八1096番 8 地先から 同八69番 2 地先まで

平成19年 4 月24日付けの島根県報第1873号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

箇所

誤

12

島根県告示第380号
の表中

一般 国道	261号	江津市松川町長良112番5 地先から同776番1地先ま で	769.00	平成19年 4月24日	浜田県土整 備事務所
県道	出雲平 田線	出雲市大津町297番7地先 から同町296番4地先まで	73.80	平成19年 4月26日	出雲県土整 備事務所

正

県道	出雲平 田線	出雲市大津町297番7地先 から同町296番4地先まで	73.80	平成19年 4月26日	出雲県土整 備事務所
----	-----------	--------------------------------	-------	----------------	---------------

平成19年3月30日付け島根県報号外第54号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

行

誤

正

2

下から21

「) 企業職員の 」を「) 島根県企業局職員
の 」に

「 (企業職員の 」を「 (島根県企業局職員
の 」に